



2026年6月18日

各 位

会 社 名 日本ドライケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 亀井 正文
(コード番号：1909 東証スタンダード)
問合せ先 企画・IR部長 矢尾 拓麻
TEL. 03-5815-5050

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年8月下旬頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月7日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年7月7日（火曜日）
- (2) 公告日 2026年6月22日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

当社ホームページ：<https://www.ndc-group.co.jp/announcements/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年5月13日に公表した「TCG2511株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、TCG2511株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合であっても、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、公開買付者の特別関係者であるALSOK株式会社が保有する当社株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）、当社が所有する自己株式及び譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない当社の取締役4名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及びALSOKのみとするための一連の手続きを実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行う

ことを付議議案に含む本臨時株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及びALSOKは、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定とのことです。

公開買付者から本臨時株主総会の開催の要請がされる予定であることから、当社は本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の開催の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、本不応募合意株式、当社が所有する自己株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）を取得できた場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上